

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和 3 年 3 月 19 日
開 会 時 刻	午前 8 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 9 時 17 分
出 席 委 員 名	◎岡田善行 ○久保 真 宮崎 誠 中村 功
	北村 勝 楠木宏彦 野崎隆太 品川幸久
	西山則夫
	浜口和久（議長） 吉岡勝裕（委員外議員）
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	宮崎 誠 中村 功
担 当 書 記	中野 諭
協 議 案 件	1 伊勢市議会会議規則の一部改正について
	2 伊勢市議会委員会条例の一部改正について
	3 本日の議事日程について
説 明 者	議会事務局長 議会事務局次長 議事係長 議事係

会議の概要

岡田委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、中村委員を指名決定した。

始めに「伊勢市議会会議規則の一部改正について」を議題とし、中村局長から別紙のとおり改正内容について説明があり、諮ったところ、伊勢市議会会議規則の改正内容については事務局提案のとおりとし、また、議案の提出にあたっては委員会提出によることと決定した。

次に、「伊勢市議会委員会条例の一部改正について」を議題とし、中村局長から別紙のとおり改正内容について説明があり、諮ったところ、伊勢市議会委員会条例の改正内容についても事務局提案のとおりとし、また、議案の提出にあたっては委員会提出によることと決定した。

次に、「本日の議事日程について」を議題とし、中村局長から別紙のとおり議事日程の説明があり、諮ったところ、事務局説明のとおり決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和3年3月19日

委員長

委員

委員

【伊勢市議会会議規則の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会会議規則の一部改正について」をご説明いたします。

お手元の資料1を御高覧ください。

今回の改正は、全国市議会議長会の標準市議会会議規則が改正されたことに伴い、伊勢市議会の会議規則を改正するものでございます。

改正の内容は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員として活動するに当たり、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願提出に係る署名押印の見直しをするものでございます。

改正案についてご説明いたします。

資料1の3ページ、新旧対照表をご覧ください。

始めに、「会議及び委員会での欠席事由」でございます。

第2条第1項でございますが、改正前は、「議員は、事故のため出席できないときは」と規定していたものを、改正案では、「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは」と改正いたします。

次に第2条第2項でございますが、改正前は、「出産のため出席できないときは、日数を定めて、」と規定していたものを、改正案では、「議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、」と改正いたします。

次に、3ページ下段から4ページにかけての第89条第1項及び同条第2項でございます。

こちらは委員会に係る条文の改正となります。

改正内容については、第2条の第1項及び同条第2項と同様の改正となります。

次に、押印の関係でございます。

4ページ中段の第136条をご覧ください。

第136条は請願書の記載事項等についての規定でございますが、改正前の第1項は、「提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。」と規定されており、請願提出にあたっては、請願者の押印が必ず必要でありましたが、改正案では、「提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」とし、請願者は、署名又は記名押印のどちらかで良いとしております。

改正案の第2項で、新たに法人からの請願書提出の条文を設けております。

請願者が法人の場合も第1項と同様に、請願者は、署名又は記名押印のどちらかで良い

としております。

また、改正前では第136条第2項に規定されておりました、紹介議員についての規定は、改正案では第3項に移動し、改正前は第3項であったものが第4項に、第4項であったものが第5項に繰り下がります。

なお、紹介議員については、従来通り、署名又は記名押印でございます。

本日19日の議会運営委員会で、改正案についてご決定をお願いすることとなりますが、議案の提出方法につきましては、議会運営委員会の所管事項でございますので、委員会提出の方法でお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。

【伊勢市議会・委員会条例の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会・委員会条例の一部改正について」をご説明いたします。

この件につきましては、3月1日の議会運営委員会で委員会条例の改正案を説明させていただきましたが、前回提示した改正案を変更いたしましたので改めてご説明させていただきます。

資料2の2ページ新旧対照表をご覧ください。

前回提示の案との変更点をご説明いたします。

前回の案では、教育民生委員会の所管でございます、「大綱及び社会教育会議に関する事項」は、情報戦略局企画調整課の事務であることから教育民生委員会から削除する案を提示いたしました。大綱は、教育の根幹をなす部分であり、削除せず、今までどおり教育民生委員会の所管といたします。

それに伴い、総務政策委員会の所管の「情報戦略局にあつては、」から「総合教育会議に関する事項を除く」までの条文も削除せず、今までどおりとします。

それでは改めて条例改正案をご説明いたします。

今回の条例改正は、市の4月1日付の機構改革に伴う条例改正であり、総務政策委員会の所管内の下線が引いてありますが、環境生活部の後ろのカッコ内、「清掃課」を「ごみ減量課」へ変更をいたします。

また、教育民生委員会の所管内の環境生活部の後ろのカッコ内、「清掃課」も「ごみ減量課」へ変更をいたします。

条例の改正箇所は以上でございます。

なお、「議案第22号 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」が可決されました場合、4月に文化振興課は、教育委員会から情報戦略局へ移管され、文化政策課への名称変更も予定しておりますが、委員会条例は改正することなく、

情報戦略局を所管している総務政策委員会で審査をしていただくことを想定しております。

次に、議案の提出方法でございますが、これらの改正内容は、議会運営委員会の所管事項でございますので、委員会提出の方法でお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

【本日の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

本日の議事日程につきましては、さきの議会運営委員会で御決定いただいておりますが、当局から、「議案第41号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第14号）」から「議案第45号 令和3年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」まで、5件の補正予算議案の追加送付がありましたこと、また、先ほどご決定いただきましたとおり、「伊勢市議会会議規則の一部改正について」及び「伊勢市議会委員会条例の一部改正について」の議員発議がありますことから、議事日程の変更案を作成いたしましたので、御説明を申し上げます。

それでは、お手元の日程案を御高覧ください。

このあと午前10時に、本会議の継続会議を開き、「議案第2号、外9件一括」を上程し、予算特別委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑の後、「楠木議員から、議案第2号について、反対討論」の通告がありますので、討論を行った後、「議案第2号」を「他の9件一括」とに分けて、それぞれ御決定いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

次に、「議案第12号、外9件一括」を上程し、関係常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第22号、外14件一括」を上程し、所管常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑の後、「楠木議員から、議案第22号について、反対討論」の通告がありますので、討論を行った後、「議案第22号」を「他の14件一括」とに分けて、それぞれ御決定いただきます。

次に、「議案第37号、外1件一括」を上程し、産業建設策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、追加送付されました、「議案第41号、外2件一括」を上程し、当局説明、質疑の後、関係常任委員会に審査を付託いたします。

次に、同じく追加送付されました、「議案第44号、外1件一括」を上程し、当局説明、質疑の後、関係常任委員会に審査を付託いたします。

ここで本会議を休憩し、産業建設委員会、教育民生委員会、及び、総務政策委員会を、ただいま申し上げました順序で、お開き願ひ、付託案件の審査をお願いいたします。

委員会審査終了の報告を待って、本会議を再開していただくこととなりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、正副委員長に御相談申し上げて決定したいと思いますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

また、「議案第41号」から「第45号」について、討論をされます方は、本会議が再開されるまでに、討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして、関係常任委員会に審査付託となっておりました「議案第41号、外2件一括」及び「議案第44号、外1件一括」を日程に追加し、日程順序を変更して、順次、議題とし、関係常任委員会から、それぞれ審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、それぞれ御決定いただきます。

次に、「報告第1号」及び「報告第2号」の2件を、順次上程し、それぞれ当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「令和3年・請願第1号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑の後、反対討論2件、賛成討論2件の通告がございましたので、「野崎議員から反対討論」「福井議員から賛成討論」「楠木議員から反対討論」「藤原議員から賛成討論」の順番で討論を行った後、御決定いただきます。

次に、「発議第1号 伊勢市議会会議規則の一部改正について」を上程し、議会運営委員会委員長による提案者説明、質疑の後、会議規則・第38条第2項（または第3項）の規定により委員会付託を行わず、討論の後、即決いただきます。

次に、「発議第2号 伊勢市議会委員会条例の一部改正について」を上程し、議会運営委員会委員長による提案者説明、質疑の後、会議規則・第38条第2項の規定により委員会付託を行わず、討論の後、即決いただきます。

以上で、本定例会提出の全議案を議了し、閉会となりますが、その前に、市長から発言の申出がありますので、許可いたし、発言が終わりましたら、閉会といたします。

なお、議会閉会后、「広報検討分科会」をお開きいただくことといたしております。

本日の日程は、以上でございます。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。